

電子的診療情報連携体制整備加算 3 について

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 電子資格確認を利用して取得情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しております。
- (5) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について
お声掛け・ポスター掲示を行っております。
- (6) 医療 DX を通じて質の高い医療に取り組んでいます。
- (7) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額
を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。
- (8) 掲示事項についてホームページにも掲載しております。